毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎告示

所管課(室)名 ○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 県民センター

・ 道路の区域変更

道路維持課

◎ 公告

・地籍調査の成果の認証

土地対策室

◎ 公安委員会告示

・警備員等に対する検定の実施

生活環境課

◎ 選挙管理委員会告示

・個人演説会等公営施設の指定

選挙管理委員会書記室

示

長崎県告示第424号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報(平成28年長崎県告示第545号)の一部を次のように改正す る。

令和2年6月2日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前				
事務の名称及び開示の内容		簡易開示の			事務の名称及び開示の内容		簡易開示の	簡易開示の
名称	内容	期間	場所		名称	内容	期間	場所
略	略				略			
					調理師試験	総合得点及 び科目別得 点	<u>合格発表の</u> <u>日から起算</u> <u>して1か月</u> <u>間</u>	
略					略			

長崎県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

令和2年6月2日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道 路 線 名 東長崎長与線

道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
長崎市三ツ山町犬継636番1地先から	前	8.8~16.7	146. 2	
長崎市三ツ山町犬継663番1地先まで	後	10.7~21.7	142. 0	

公 告

地籍調査の成果の認証(公告)

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証 した。

令和2年6月2日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
雲 仙 市	H28年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 南本町第3	令和 2 年 5 月25日
島原市	H28年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第4	令和2年5月25日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第15号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を 実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい う。) 第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月2日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場所
空港保安警備業務1級	令和2年9月1日 (火) 午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号
空港保安警備業務2級	令和2年9月2日(水)午前9時から 午後6時までの間	福岡県警察警備員教育センター

- 2 検定予定人員 各区分とも10人
- 3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付 を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- 口 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
- d) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (H) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- 知 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技 試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申 請 先
令和2年6月8日(月)から同月17日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	1100 = 0 =	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である 場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、

郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 空港保安警備業務1級
 - (7) 検定申請書 1 通
 - (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの 書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1 通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通
 - (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1 通
 - (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1 通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3 (1)アに該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面
 - (オ) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- イ 空港保安警備業務2級
 - (7) 検定申請書 1通
 - (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの 書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - (エ) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 7 検定手数料

空港保安警備業務1級、2級いずれも16,000円

検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。

- 9 その他
 - (1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカー有り)すること。

- (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110

内線3185)

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、雲仙市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和2年6月2日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所 在 地	指定年月日
愛の夢未来センター ホール	雲仙市愛野町乙526番地1	令和2年5月1日

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寿 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント